

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局長 米 山 篤 史

こどもエコすまい支援事業に係る要件の見直し等について

標記について、国土交通省から周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細につきましては、通知資料をご覧ください。

記

1. 概 要 こどもエコすまい支援事業の制度見直しを行い、令和4年11月8日以降に対象工事に着手したこと等の要件を満たす住宅を補助対象とすることとしましたので、お知らせします。
また、令和4年11月7日以前に対象工事に着手した住宅については、今回の要件の変更後もこどもエコすまい支援事業の対象とならないところ、申請の遅れ等の事情も踏まえつつ、住宅事業者は住宅取得者と誠実に協議するなど丁寧な対応をするよう、周知いただくようお願いします。
2. 通知資料 (1) こどもエコすまい支援事業に係る要件の見直し等について
 (令和4年12月16日事務連絡)
 (2) こどもエコすまい支援事業の要件の見直し等について (別添資料)
3. H P 「こどもエコすまい支援事業」等の事業者登録の取り扱いについて
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000215.html
4. 問合せ先 (一社) 全国住宅産業協会 担当: 岩脇・田島
 TEL 03-3511-0611

以 上

事務連絡
令和4年12月16日

住宅・建築関係団体 御中

国土交通省住宅局住宅生産課

こどもエコすまい支援事業に係る要件の見直し等について

日頃より住宅生産行政の推進にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年度第2次補正予算において創設したこどもエコすまい支援事業については、今般、別添のとおり制度の見直しを行い、令和4年11月8日以降に対象工事^{*}に着手したこと等の要件を満たす住宅を補助対象とすることとしましたのでお知らせします。

省エネ性能がZEH水準に至らない住宅を設計又は契約している場合であっても、ZEH水準の省エネ性能に変更にすることにより補助対象となるものであり、こうした変更を支援するための相談窓口を設けることを予定しています。

また、令和4年11月7日以前に対象工事^{*}に着手した住宅については、今回の要件の変更後もこどもエコすまい支援事業の対象とならないところ、申請の遅れ等の事情も踏まえつつ、住宅事業者は住宅取得者と誠実に協議するなど丁寧な対応をするよう、貴団体所属の会員に周知いただくようお願いいたします。

※対象工事 新築：基礎工事より後の工程の工事 リフォーム：リフォーム工事

<本通知に関するお問合せ先>

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本（内線39463）

課長補佐 八木（内線39428）

係長 水落（内線39471）

<こどもエコすまい支援事業お問合せ窓口>

電話：03-6704-5537

受付時間：9:00～17:00（土、日、祝日を含む。）

※今後選定する事務局において、専用のコールセンターを1月頃に開設する予定です。それまでの期間は、上記において問合せをお受けします。

別添 令和4年12月16日付け記者発表資料

令和4年12月16日
住宅局住宅生産課

こどもエコすまい支援事業の要件の見直し等について

～契約日にかかわらず、令和4年11月8日以降の対象工事への着手を対象にします～

令和4年度第2次補正予算に基づき創設した「こどもエコすまい支援事業」の要件を見直し、契約日にかかわらず、令和4年11月8日以降に対象工事※に着手するものを対象とします。

また、本日、事務局が開設されましたので、今後のスケジュールをお知らせいたします。

※対象工事：（新築）基礎工事より後の工程の工事、（リフォーム）リフォーム工事

1. 本事業の要件の見直しについて

令和4年度第2次補正予算に基づき創設した「こどもエコすまい支援事業」については、対象となる省エネ投資をより確実に捕捉・誘導するため、下表の通り要件を一部見直します。

要件	見直し後	見直し前 (令和4年11月8日の公表内容)
契約日	契約日を問わない	令和4年11月8日以降の工事請負契約 又は売買契約
着工日	令和4年11月8日以降に対象工事※に着手したもの ・事業者登録は交付申請又は予約申請までに行うことが必要 ※対象工事： （新築）基礎工事より後の工程の工事 （リフォーム）リフォーム工事	事業者登録後に着工したもの ・こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、本事業の事務局開設日以降 ・開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日以降

2. 今後のスケジュール（予定）

- ・ 令和4年12月下旬：事務局ホームページの開設
補助金交付の対象となる建材・設備の登録募集開始
- ・ 令和5年3月下旬：補助金の予約申請・交付申請の受付開始

3. 参考資料

- （別添1）こどもエコすまい支援事業の要件の見直しについて
- （別添2）こどもエコすまい支援事業の概要

◆こどもエコすまい支援事業の詳細◆

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000215.html

（問い合わせ先）

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）39471（内線）、FAX：03-5253-1629

こどもエコすまい支援事業の要件の見直しについて

別添1

こどもエコすまい支援事業については、補正予算案閣議決定日(R4.11.8)以降の契約を対象とすることを予定していたが、対象となる省エネ投資をより確実に捕捉・誘導するため、以下のとおり要件等を一部見直す。

	見直し後の要件等	(参考)補正予算案閣議決定日(R4.11.8)の公表内容
契約日	契約日を問わない	R4.11.8以降の工事請負契約又は売買契約
着工日	R4.11.8以降に対象工事に着手 したもの ※事業者登録は交付申請又は予約申請までに行うことが必要 (対象工事) 新築: 基礎工事より後の工程の工事 リフォーム: リフォーム工事	事業者登録後(こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、本事業の事務局開設日(R4.12中旬予定)(開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日)以降)に着工したもの
補助対象(新築)	同右	ZEH住宅(強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの)
補助対象(リフォーム)	同右	①住宅の省エネ改修 ②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限る。) ※住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)又は高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする。

備考1 R4.11.7以前に着工(杭打ち工事又は根切工事の開始)した住宅であっても、「対象工事」への着手がR4.11.8以降であって、交付申請時点でZEHレベルの省エネ性能を有する住宅であることの証明書が提出できるものについては、補助対象となる。

備考2 ZEHレベル未滿(省エネ基準レベルや旧基準の認定長期優良住宅等)からZEHレベルの省エネ性能へ変更を行うケースを支援するため、相談窓口を設ける予定。

1 制度の目的

エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯 若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2 補助対象

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

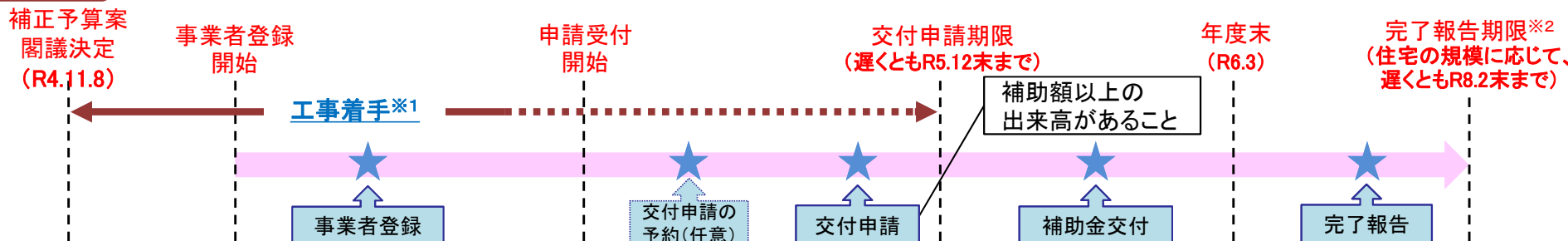
子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築

対象住宅	補助額
OZEH住宅 (強化外皮基準かつ再エネを除く一次エネルギー消費量▲20%に適合するもの) ※対象となる住宅の延べ面積は、50㎡以上とする。 ※土砂災害特別警戒区域における住宅は原則除外とする。 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域又は浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、3戸以上の開発又は1戸若しくは2戸で規模1000㎡超の開発によるもので、都市再生特別措置法に基づき立地を適正なものとするために行われた市町村長の勧告に従わなかった旨の公表に係る住宅は除外とする。	100万円/戸

住宅のリフォーム*

対象工事	補助額
①住宅の省エネ改修 ②住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等(①の工事を行った場合に限る。)	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸※ ※子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) ※安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸
※住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)又は高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)により住宅の省エネ改修を行う場合は、①の工事を行ったものとして②の工事のみでも補助対象とする。	

3 手続き



※1 新築は基礎工事より後の工程の工事への着手、リフォームはリフォーム工事への着手 ※2 完了報告期限までに省エネ住宅の新築工事全体が完了していない場合は、補助金返還の対象

* 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)及び高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)とのワンストップ対応を予定